

あわらし市監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわらし市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和8年3月11日

あわらし市監査委員 杉 本 一
あわらし市監査委員 北 島 登

記

- 1 監査の種別
財政援助団体等監査（指定管理者）
- 2 監査の範囲
令和6年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- 3 監査の対象
公の施設の名称 金津創作の森
指定管理者 公益財団法人金津創作の森財団
施設の所管課 教育委員会 文化学習課
- 4 監査の期間
令和8年1月23日から令和8年2月27日まで
- 5 監査の方法
着眼点のもと、所管課及び指定管理者から提出された関係資料等を審査するとともに、関係職員から監査の着眼点をもとに説明を求めた。

監査の着眼点

所 管 課	<ul style="list-style-type: none">・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は法及び条例等に根拠をおいているか・ 指定管理者の指定は適正・公正に行われているか・ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか・ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か・ 事業報告書の点検は適切になされているか・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか
-------	--

指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者が施設の利用促進を図る事としている場合は所管課はモニタリング等で把握した状況や検証結果を指定管理者と共有等して施設利用の促進に努めているか ・ 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか ・ 利用促進のための努力はなされているか ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正かつ他の事業会計と明確に区分されているか ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿及び記帳、領収書類の整備、保存は適正か
-------	---

6 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、次に記載のとおり改善や検討が必要な事項があったものの、概ね適正であると認められた。

なお、監査の過程での軽微な注意事項については、その都度、確認及び指示・助言を行い、措置を講じる旨の回答があったため記載を省略する。

《意見・要望等》

適切な現金管理について

【文化学習課、指定管理者】

先般、ガラス工房において職員による利用料収入の着服事件が発生したことにより、既に、二人体制で現金を取り扱うなど一定の再発防止策は講じられているが、金津創作の森における現金の收受業務は、アートコアや複数の工房で行われており、その現金の取扱いや管理については明確なルールの規定がされていない状況にある。

指定管理者制度において取扱う現金には、一部公金（またはそれに準ずる金銭）が含まれており、その管理や取扱いについては厳格かつ適正さ、責任の明確化が求められることから、指定管理者においては「不正や紛失の防止」「会計の透明性」に留意した現金取扱マニュアルを作成するとともに、職員がマニュアルを遵守する体制を構築していただきたい。

なお、当該施設には防犯カメラの設置がなく、外部からの防犯や内部牽制の観点からも防犯カメラの設置等について速やかに検討いただきたい。

金津創作の森の今後の運営について

【文化学習課、指定管理者】

金津創作の森については、指定管理料に加え、多額の補助金が投入されている状況にある。このため、所管課においては、定期的なモニタリングや事業報告書、利用者アンケート等により、委託業務の実施状況や要求水準の達成度を検証し、その結果を指定管理者と共有して、必要な是正指示やフォローアップ、協議を行うことが求められる。

その際には、施設の利用促進や独自収入の拡大に向けた取組みを特に重視し、利用者ニーズの分析、収益性向上のための改善策の検討など、指定管理者と協働したより積極的な対応を進められたい。

あわせて所管課においては、施設の持つ文化芸術拠点としての価値を踏まえつつ、今後の金津創作の森のあり方や役割を見据えた中長期的なビジョンの策定についても検討されたい。これにより、持続可能な運営と収益基盤の確立に向けた方向性を明確にし、将来的な事業展開や施設機能のあり方を計画的に整理していくことが期待される。